

第 8 期介護保険事業計画策定検討部会の設置について

1. 検討部会の設置について

第 8 期介護保険事業計画の策定に向け、専門的かつ具体的な検討又は調査・分析を行うための専門部会として、第 7 期介護保険事業計画策定時と同様に、下記のとおり二つの事業計画策定検討部会を設置する。

この専門部会は区関係者や関係機関等で構成し、必要に応じて開催する。

	介護基盤検討部会	地域包括ケアシステム検討部会
検討内容	<p>●概要</p> <p>第 7 期までの介護施設等の整備状況や各介護サービスの供給体制について検証し、第 8 期以降の地域密着型サービス事業所等の整備方針や介護事業所の円滑な運営に資する人材確保・支援方策について検討する。</p> <p>※施設とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・地域密着型サービス事業所 ・特定施設（介護付き有料老人ホーム） ・都市型軽費老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅等 <p>●主な検討内容（予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス事業所の整備方針 ・持続可能な制度の再構築等* <p>（人材確保や事業所支援施策の検討等）</p>	<p>●概要</p> <p>第 7 期介護保険事業計画の策定においては、地域包括ケアシステム（A I P）への取り組みの更なる深化・推進が課題となった。</p> <p>今後公表される第 8 期に向けた介護保険制度の見直しを踏まえ、区の取り組みとその進捗状況について検証し、更なる推進に向けて、医療・介護連携や介護予防における課題や方策について検討する。</p> <p>●主な検討内容（予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステム（A I P）の推進 ・成年後見制度についての検討 ・介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）* ・認知症「共生」・「予防」の推進*
時期開催	<p>2 回程度</p> <p>必要に応じて開催</p>	<p>4 回程度</p> <p>必要に応じて開催</p>
構成メンバー	<p>●部会長（学識経験者）</p> <p>●区関係部局職員（係長級職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険課 ・住宅政策課 ・おとしより保健福祉センター <p>●関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保健施設（特養）代表 ・地域密着型サービス事業者代表 	<p>●部会長（学識経験者）</p> <p>●区関係部局職員（係長級職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おとしより保健福祉センター ・介護保険課 ・健康推進課 ・長寿社会推進課 ・その他関係各課（オブザーバー） <p>●関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会 ・地域包括支援センター

※ *印：第 8 期介護保険制度改正に向けた国の掲げる重要検討事項

※ 地域包括ケアシステム検討部会は、地域包括ケア政策調整会議作業部会として位置づけ、第 8 期介護保険事業計画の策定と、板橋区版地域包括ケアシステム（板橋区版 A I P）の取り組みについて、リンクして議論する。